

境港市住宅用太陽熱利用機器導入推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽熱利用機器（以下、「太陽熱利用機器」という。）の導入を促進することにより、自然エネルギーの利用を促進し、もって地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図ることを目的として、境港市住宅用太陽熱利用機器導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関し、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる太陽熱利用機器は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設置前において使用に供されているもの又は供されていたものでないこと。
- (2) 不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯に利用するソーラーシステム、又は自然循環型太陽熱温水器であること。（太陽熱以外の他の熱源と一体となった機器も補助対象とする。）
- (3) 集熱面積は2㎡以上とする。
- (4) 県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者をいう。）が受注及び設置工事を行う設備であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、電力需給契約を締結済若しくは締結予定のものとする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅（店舗、事業所等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に太陽熱利用機器を設置する者
- (2) 住宅を自ら所有する者又は太陽熱利用機器を法定耐用年数にわたって設置することについて当該住宅の所有者の承諾を得ている者

2 前項の規定に係わらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象となることはできない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、総事業費（機器本体、工事費等をいう。）から寄付金その他の収入の額を控除した額の10分の1に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、1件当たりの上限は2万円とする。

2 前項において、補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある県内事業者への発注は補助対象経費の対象外とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽熱利用機器に係る設置工事着手前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽熱利用機器の設置に係る契約書又は見積書の写し
- (2) 太陽熱利用機器の概要書（別紙1）
- (3) 太陽熱利用機器に係る設置工事着手前の現況写真
- (4) 太陽熱利用機器の設置予定家屋の位置図
- (5) 境港市市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
- (6) 承諾書（申請者と設置家屋の所有者が異なる場合のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、原則として交付申請を受けた日から15日以内に申請者に対して補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（申請事項の変更等）

第7条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、太陽熱利用機器の設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽熱利用機器の設置費に係る領収書の写し及び内訳書（内訳書については、申請時の内訳書の金額と変更がない場合は必要なし）
- (2) 太陽熱利用機器の設置工事完了後の現況写真
- (3) 補助対象者本人の住民票の写し又は補助対象者が太陽熱利用機器を設置した建築物を所有していることを証する登記事項証明書（3か月以内のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第11条の規定により補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書（様式第6号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（取得財産等の管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、太陽熱利用機器をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、災害その他の事故により太陽熱利用機器が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取得財産等の処分)

第12条 補助金の交付を受けた者は、太陽熱利用機器の法定耐用年数の期限内において、当該太陽熱利用機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(手続代行者)

第13条 第5条に基づく申請者は、太陽熱利用機器を販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行業を依頼することができる。

2 暴力団員等は、手続代行者になることはできない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行業を認めないことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。